

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 福祉総合情報システムにおける税連携不備について

追加資料 1 福祉総合情報システムにおける税連携不備について

平成30年7月26日

健康福祉局

福祉総合情報システムにおける税連携不備について

3 税連携不備による影響と対応状況（抜粋）

(2) 保育所 保育料（影響が生じた期間：平成 29 年度分）

内容	対象者数	金額（合計）	対応（手続き）
徴収額が不足	1 人	5, 0 0 0 円	保育料追加徴収
徴収額が過剰	2 人	3 1 5, 0 0 0 円	保育料還付 ※2

※2 還付対象の保育料はいずれも未納の状況であることから、還付は行いません。

徴収額が過剰になった保育所保育料への対応について、既にお支払いをいただいている場合には、過剰分を還付いたします。

また、お支払いをいただけていない場合には、改めて、減額変更後の納付書をお送りし、正しい保育料についてお支払いをしていただきます。

なお、今回、徴収額が不足となった 1 人につきましては、謝罪の上追加納付のお願いをいたし、既に納付していただきました。

また、今回、徴収額が過剰となった 2 人につきましては、対象保育料が未納だったため、減額変更後の納付書をお送りし、正しい保育料についてお支払いをしていただくことといたしました。現時点においても、対象保育料が未納のため、引き続き徴収指導を行ってまいります。